

京都市教育委員会告示第5号

平成19年3月27日京都市教育委員会告示第5号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）を平成28年1月24日から廃止します。

平成28年1月22日

京都市教育委員会
(教育委員会事務局総務部教育環境整備室)